

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1 日 時

令和6年11月12日（火）

開会 9時30分

閉会 10時20分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、栗須百合香委員、富樫健二委員、
安田悦子委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 福永和伸（再掲）、副教育長 大屋慎一

次長（教職員担当）福井崇司、次長（学校教育担当）早田清宏、

次長（育成支援・社会教育担当）坂井哲、次長（研修担当）荻田直樹

教育総務課 課長 浮田知樹、班長兼企画員 米澤道隆

教育財務課 課長 井畑晃洋、課長補佐兼班長 川村順司、班長 山田康子

教職員課 課長 中出真人、班長 山本エリ、係長 佐宗満、主査 原健

福利・給与課 課長 坂口浩二、班長 奥谷豪紀

生徒指導課 課長 向井英規、子ども安全対策監 元水伸美、

課長補佐兼班長 志良堂祥伸、係長 平岩洋佑、主査 藤下弘哉

5 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第40号	三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について	原案可決
議案第41号	令和6年度三重県一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係）について	原案可決
議案第42号	損害賠償の額の決定及び和解について	原案可決
議案第43号	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
議題第44号	公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する	原案可決

る条例の一部を改正する条例案

6 報告題件名

報告 1 令和 5 年度児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

7 審議の概要

・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 5 名の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（10月22日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

富樫委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 40 号は人事に関する案件であるため、議案第 41 号から議案第 44 号は県議会提出前であるため、非公開とすることを決定する。

公開の報告 1 の報告を受けた後、非公開の議案第 40 号から議案第 44 号を審議する順番とすることを決定する。

・報告事項

報告 1 令和 5 年度児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について（公開）
（向井生徒指導課長説明）

報告 1 令和 5 年度児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について
令和 5 年度児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 11 月 12 日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長

1 ページをご覧ください。「1 調査の趣旨」です。本調査は、児童生徒の問題行動等について、県内の状況を調査・分析することにより、その実態を把握し、生徒指導等の一層の充実を図るために実施しているものです。

「2 調査について」は、文部科学省が示している各調査項目の説明です。

2 ページをご覧ください。「3 調査結果の概要」です。ここでは、主に、県内の公立学校の状況について説明させていただきます。

「（1）暴力行為」についてです。令和 5 年度における本県公立学校の暴力行為の発生

件数は 1,622 件で、令和 4 年度と比較すると 354 件増加し、令和 3 年度から 3 年連続で増加しています。校種別では、小学校 319 件増加、中学校 47 件増加、高等学校 12 件減少となっています。形態別では、生徒間暴力が全体の 80.0%と最も多く、過去 5 年間、同様の傾向が続いています。

3 ページ、「(2) いじめ」についてです。令和 5 年度における本県公立学校のいじめの認知件数は 6,831 件で、令和 4 年度と比較すると 1,451 件増加し、現在のいじめの定義になった平成 25 年度以降、最多となっています。校種別では、小学校 902 件、中学校 523 件、高等学校 14 件、特別支援学校 12 件、それぞれ増加しています。

また、公立学校における「いじめ重大事態」の発生件数は 15 件で、令和 4 年度より 5 件増加しています。

いじめ発見のきっかけは、公立小中学校で「アンケート調査など学校の取組により発見した」が最も多く、過去 5 年間をみても高い状態が続いています。県立高等学校では「本人からの訴え」が最も多く、令和 2 年度から 4 年度まで最も多かった「アンケート調査など学校の取組により発見した」を上回りました。特別支援学校では「本人からの訴え」が最も多く、過去 5 年間をみても高い状態が続いています。

「(3) 不登校」についてです。令和 5 年度における本県公立小中学校の不登校児童生徒数は 4,568 人で、令和 4 年度と比較すると 723 人増加し、現在の不登校の定義になった平成 10 年度以降、最多となっています。公立小中学校の 1,000 人あたりの不登校児童生徒数は、35.3 人となっています。

続いて、4 ページをご覧ください。高等学校についてです。令和 5 年度における県立高等学校の不登校生徒数は 1,023 人で、令和 4 年度と比較すると 37 人増加し、調査が開始された平成 16 年度以降、最多となっています。県立高等学校の 1,000 人あたりの不登校生徒数は、全日制 21.9 人、定時制 226.7 人となっています。

「(4) 高等学校における中途退学について」です。令和 5 年度における県立高等学校の中途退学者数は 326 人で、令和 4 年度と比較すると 10 人増加し、調査が開始された平成 4 年度以降、令和 3 年度まで減少傾向でしたが、令和 4 年度から増加に転じています。

中途退学の事由は、全日制で「学校生活・学業不適応」、定時制で「学校生活・学業不適応」と「進路変更」、通信制で「学業不振」と「進路変更」が最多となっています。

「4 今後の対応方針」です。「(1) 暴力行為」については、県立学校の生徒指導担当教員を対象としたアンガーマネジメントに係る研修を行い、各校の取組につなげます。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門家と連携した支援を行います。学校警察連絡制度を活用して、警察との連携強化を進めます。あとの 3 つの取組については、いじめや不登校の取組と重なりますので、そちらで説明をさせていただきます。

「(2) いじめ」についてです。教職員が児童生徒一人ひとりの状況に応じた対応や支援ができるよう、実践的な研修を進めます。今年度から運用しているいじめ対応状況管理システムの活用を継続し、いじめの早期発見、対応に努めます。学期に 1 回以上のいじめアンケートを継続するとともに、いつでも学校に相談できる環境づくりを進めます。また、保護者向けの気づきリストの活用や、電話や SNS による相談を継続することで、いじめの早期発見・早期対応に取り組みます。学校がいじめを発見または情報を得たと

きには、組織で解消に向けて取り組むとともに、法やガイドライン、答申等に即して対応します。児童生徒がいじめをなくすためにできることを考え、行動につながれるよう、道徳教育を充実します。児童生徒がインターネット上におけるいじめなどの被害者や加害者とならないよう、情報モラル教育を進めます。小学校第3学年または第4学年を対象としたいじめ予防プログラムを実証研究し、その効果的な指導方法や効果等を県内に普及します。小学校第5学年または第6学年を対象とした弁護士による「いじめ予防授業」の教材を作成し、県内に普及します。

「(3) 不登校」については、児童生徒が互いの個性を尊重し合える関係を築き、日常の学習活動や学校行事で学び合ったり協力したりできる「魅力ある学校づくり」を進めます。校内教育支援センターの設置を促進し、自分の教室に入りづらい児童生徒が安心して学校で過ごすことのできる環境づくりを行います。スクールカウンセラーなどの専門家を含めたチーム学校で児童生徒や保護者の支援を行います。

学びの多様化学校の設置に係わる申請を行い、夜間中学と併設型の県立みえ四葉ヶ咲中学校を設置し、新たな不登校生徒の学び場を作ります。不登校児童生徒が、社会的自立に向かうことができるようフリースクール等民間施設が実施する体験活動への支援を行います。また、経済的な事情を抱える児童生徒が、フリースクール等でも学びを継続できるよう利用料の一部を補助します。不登校の子どもの保護者同士が交流したり、専門家に相談したりできる場を提供します。

児童生徒が学校生活や友人関係などでつまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止め適応し、立ち直り、回復する力を養う「レジリエンス教育」の普及に取り組みます。

「(4) 中途退学」については、進学希望の中学生が高等学校の教育内容や特色を理解し、目的意識を持って進学できるよう、高校生活入門講座やホームページによる学校紹介等の取組を進めます。

高等学校入学後は、オリエンテーションや教育相談の充実により、生徒の悩みや不安に寄り添い、きめ細かく対応できるよう努めます。また、県立教育支援センターにおいて、中途退学した生徒を対象に個々のニーズに応じた支援に取り組むとともに、県立学校を通して、進路未決定のまま中途退学した生徒に必要な支援情報が届くよう取り組みます。なお、調査結果の詳細は、7ページ以降に掲載していますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

大森委員

3つあって、1つ目は、毎回こういう報告書を見せてもらおうと、その年の数値と前年の数値の比較はあるのですが、長期で見た時にどうなっているかわからないと、色々な施策は継続的に行われているので、その施策の効果を見るのであれば、長いスパン、例えば

先ほど言われましたように、いじめの定義は平成 25 年度から始まっているのであれば、平成 25 年度から見たときに、三重のいじめや不登校の問題はどう変わっているのかというのを一緒に見せてもらった方が、私たちは議論しやすいかなと思います。

特に、私も大学教員で感じているのですが、コロナ前とコロナ後では学生の気質がすごく変わってきています。そういったところでやはりコロナによる学校一斉休校期間が、子どもたちの成長、生育に与えた影響はめちゃくちゃ大きいだろうなというのは感じているので、コロナ前と比べて、実はどうなったか、加速して増えているのだったら、それはコロナの影響もあるかもしれないし、今後に向けて、やっぱり一斉休校はこれからもあり得ることなので、その辺の分析というのが欲しかったです。

それと関連して、2つ目になりますけども、鶏が先か卵が先かって話になってしまうのですが、いじめがあるから不登校になってしまった、あるいは暴力行為があるから居づらくなって不登校になってしまったのか。不登校の子が出てきて、それでどこにも当たる場所がなくて暴力行為になってしまったのかっていう、後者はあまり考えられないと思うのですが、どっちかと言えば、いじめや暴力行為があって、不登校になることがあると思うんですけど、そういった分析とかも、ここに書いてもらえると、もうちょっと私たちにとって分かりやすかったかなと思います。

それと、これ多分、どこでもそうだと思うのですが、中途退学の理由が、学校生活・学業不適應と過去にも増して、増えてきていると思うんです。それってやはり私たちの大学でもそうなのですが、マッチングの失敗だというふうに簡単に収められる話ではなくて、やっぱりコロナとか、そういった家庭状況の中での話だと思うので、ここをもう少し詳しく教えてもらえたらなと思います。ここには多分おそらくメンタル的な、病気を発症してもこれで処理されている子もいると思うので、いじめに関連しているところもあるだろうし、不登校に関してもあるかもしれないので、この辺りもまた今後教えてもらえたらと思います。

元水子ども安全対策監

2つ目になろうかなと思うんですが、いじめの方の、鶏が先か卵が先かのところで、不登校の要因について、先ほど申し上げていなかったんですが、13 ページの表 3 の方に記載がございます。不登校児童生徒について把握した事実ということで、複数回答の中に、いじめが要因であったものが一番にあるという形で、複数回答となっていますので、いくつか要因が分散している部分もあるんですが、そこでちょっと示してあることをお知りおきください。

教育長

いじめが要因になっているのは少ないですね。

元水子ども安全対策監

そうですね。実際には、見ていただいたように一番多いのが、やる気が出ないとか、そういった場合の数が多くなっています。

大森委員

これも経年で見るとどうなのですか。平成25年度から見ると、ここら辺も変わってないということですか。総数ではなくて割合になっちゃうんですけど。

元水子ども安全対策監

そうですね。そんなに傾向は変わってないんですけど。実は、毎年ですね、文科省の方も、この調査の回答の仕方を変えてきていまして、ちょうど今年変わってきたので、ちょっと経年というのは難しいんですけど。

教育長

ちょうど今年からこの調査のやり方が変わりましたので、去年と比較できないですね。

元水子ども安全対策監

ただ同じような傾向ではあるかと考えております。

向井課長

中途退学については、退学の理由等、県立学校の場合は、我々も報告を受けています。おっしゃるとおり、いじめで進路変更した場合がありますが、やはり朝起きられないとか、メンタル的なところで学業が続けることはできないというような理由もございます。

教育長

それから経年変化も資料にありますね。

向井課長

そうですね、9ページをご覧くださいと、いじめの1,000人当たりの認知件数、過去5年間分を。

大森委員

そう、これ5年分なので。コロナの前がどうなっているかっていう意味です。そこが結構どう影響しているのかっていうのが見たかったので。

元水子ども安全対策監

今後、また資料を作成する時に気を付けます。一応手持ちにはあるのですが。

教育長

いじめは、認知の仕方が変わってきているので、コロナの影響を把握するのは結構難しい。それに隠れてしまっているという気はします。昔は攻撃っていうのがいじめでしたけども、今は心理的、物理的影響を与える行為が全部いじめに入りますし、どんどん認知しなければならないという話になってきているので、その部分の数字が大きいですね。分析は非常に難しい状況にはあります。

大森委員

今度、総合教育会議のテーマになっているので、ここら辺をきっちりと押さえていかないと。2年連続でテーマになっていますので。

教育長

ありがとうございます。

富樫委員

この調査は、文科省のものをベースに、県独自にまた項目を加えたりして、個別に県の子どもたちのデータも集まっているというのでよろしいですか。文科省の方でやっていて、その統計値、何%というのしか出ていないのか、つまり別の関連解析みたいなことができるのかどうか、匿名化されているデータで、何と何の関係あるということができるのかということをお伺いしたいのと、それから、例えば暴力のところ、「全国」、「三重県(国公立)」、「(うち公立)」となっていて、「三重県(国公立)」の例えば合計が1,682に対して、「(うち公立)」が1,622ということは、私立のデータほぼ入っていないというように読めるのですけれども。例えば全国は私立も入っていますよってということなのか、全国も基本的には公立高校だけのデータですよってということなのか、物差しが同じなのかということも教えてください。三重県だけは公立高校だけなので、私立と比べて数が多いということなのか、その辺りデータがどういうものなのかということと、それから私立は統計にカウントされないのですか。統計として、子どもたちの状況を把握する中で、公立も私立も関係ないような気がするのですけれども、そのあたりが見えて気になりました。

向井課長

文部科学省の全国の調査は私立も対象になっておりますが、教育委員会としては所管するのが公立になりますので、我々は公立のデータを調査して、文部科学省に報告しております。

私学の場合は、環境生活部私学課が調査を行って報告をしております。

富樫委員

それは我々が見ることはできないんですかね。教育委員会なのでそういう情報は。

元水子ども安全対策監

文科省から発表するのは、私学も含めた数です。そのため、この差し引いた数を私学の数としています。今回、県教育委員会は県立学校を所管していますので、その数字だけは別でこういう形で、公表させていただいているという形になっています。一般的には私学も含めた、1,682件っていう数字が、出回っている数ではないかなと。

富樫委員

1,000人あたりの発生件数っていうのは、物差しが違うというふうに考えてよろしいですか。全国は、私立も含めて1,000人あたり8.7人。

元水子ども安全対策監

そうですね、母数が違いますね。

富樫委員

「三重県（国公立）」の9.3人と、「（うち公立）」の9.9人の母数はどうですか。

元水子ども安全対策監

母数は違います。

富樫委員

なんかちょっとね。全国と比較っていう点でどうなのか。

向井課長

それから三重県での調査では、全国の調査以外のところも聞いたりしながらですね、特にいじめの解消については、解消の定義が、いじめの行為、それから精神的苦痛が3か月後に、被害生徒が苦痛を感じていないか、保護者からの声がないかっていう、基準になっているので、年度で言うと3月のいじめのことについては、3月では解消したかどうかかわからないっていうことで、県独自で6月の時点でもう1回調査をしています。

副教育長

ちょっとよろしいですか。全国との比較というのは、確かに非常に大事なのですが、いじめの場合にはですね、実は認知件数に県によって隔たりがございます。スタンスがちょっと違うところがあります。私どもとしては、まずは所管する公立学校の、さっき大森委員が言われたと思うのですが、本質的には経年を多分大事にしないとイケないところがまず一義的にあるのかなというふうには捉えております。

その中で、もう少し不明な点がございましたら、しっかりお伝えさせていただいて、情報共有させていただきたいと思います。

教育長

去年議会でも大分指摘されました。

向井課長

経年のデータがありますので、紹介します。いじめの認知件数ですが、お配りした資料にはないのですが口頭でお伝えさせていただきます。いじめ防止対策推進法が施行された平成25年度、1,000人あたりのいじめの認知件数が、三重県は、小中高、特別支援学校合わせて、1,000人あたり6.2件でしたが、年を追うごとに増えておりまして、令和5年度が40.4件となっております。平成26年度に1回1,000人あたり4.8人となったん

ですが、それ以降はもう右肩上がり、ずっと増えております。これは、ささいな子どもたちのトラブルについてもいじめと認知して、ささいなトラブルでも重大ないじめに発展しないように、積極的に子どもたちのトラブルといいますか、いじめを認知していこうということで我々も努めておりますし、現場の教職員の方もそのように認知を進めてきた結果というふうに思っています。

大森委員

過去の定例会のそういうお話で、いじめ認知の仕方が変わったから件数が増えているんだっていうお話はあったんで、それはわかるんですけど。例えば重大事態の件数というのも増えているという。見つけやすくなったからとすると、今後見つけやすくなったから、予防はどうするのっていうところで、自分でもううまく言えないところがあるんですけど、三重県として、いじめを防止するためにはどんどん認知件数を増やしていくという発想でいいんですかね。確か過去にも森脇委員がよく言われたと思うのですが。

向井課長

認知をして、いじめ解消に向けてどのように支援をしていくかっていうところが、大事であると思っています。残念ながら、本当にささいなことで不登校になってしまって、不登校の期間が30日を超えた場合、重大事態となりますので、やはり子どもたち、社会生活や学校生活を営む上で、絶対子ども同士のトラブルはあると思うんです。それを子どもたちがみずから、トラブルを乗り越えるっていういますか、解決できるような力をつけていくことが大事であると思っています。

大森委員

ちょっと言い方が変かもしれませんが、平成25年からいじめの定義がしっかりされて、そこから増えてきて、いろんな事象を経て、もうじきにはピークを超えて、認知件数が下がっていくという期待を持ってもいいということですか。

教育長

今はですね、昔は単なる喧嘩だったものがいじめになってきていますので、本当に増えているんです。重大事態が増えているのも、重大事態として積極的に認定してくださいという話があるので、だから増えているところがあって、昔は、なかなか重大事態ってそんなに簡単には認定していなかったんですけども、この頃は積極的に認定していかないと、後から学校側の不手際と言われることもあるので、認定しましょうということになって、増えている感じがあります。今の県内のいじめの重大事態は全部私のところに報告があがってくるんですけども、それを見ていると、深刻なケースが増えているわけではなくて、曖昧ないじめとか、無自覚のいじめみたいなものが増えていて。それが重大事態になったりしていますので、これからどう防止していくのかについても、単にいじめはだめですよと言っているだけでは、無自覚のいじめや、喧嘩はなくなりませんもので。もう少し、いつでもどこでもいじめには、加害者、被害者になるかもしれませんよとか、もっと相手方の立場で判断していく習慣をつけましょうという話を伝えていく必要が今

後あるのかなというふうに思っています。

大森委員

教育長が言われたように、加害児童、加害生徒が、なぜこうなったのかを考えてあげないと、単に加害児童、加害生徒を罰するのではだめで、こういういろんな事例を見つけることによって、その前の防止策をどう考えるかっていうのが大事になってきていて、絶対に、悪いことやったから罰すればいいんだとか、停学にしたらいいんだ、退学にしたらいいんだというものではないと私は思っているので、それで聞かせてもらいました。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第 40 号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について（非公開）

中出教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 41 号 令和 6 年度三重県一般会計補正予算（第 3 号）（教育委員会関係）について（非公開）

井畑教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 42 号 損害賠償の額の決定及び和解について（非公開）

井畑教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 43 号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）

議案第 44 号 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）

坂口福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言